

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十三年四月十日執行の広島県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	金額
広島市中区	六、八〇九、五〇〇円
広島市東区	六、五七五、〇〇〇円
広島市南区	六、九八三、一〇〇円
広島市西区	六、九七六、八〇〇円
広島市安佐南区	七、五九八、四〇〇円
広島市安佐北区	七、三三八、五〇〇円
広島市安芸区	六、五一八、三〇〇円
広島市佐伯区	六、九二一、三〇〇円
呉市	六、七一〇、六〇〇円
竹原市豊田郡	六、五四九、二〇〇円
三原市世羅郡	六、六二五、七〇〇円
尾道市	六、四五九、五〇〇円
福山市	六、七四三、五〇〇円
府中市神石郡	七、七二六、四〇〇円
三次市	七、八三五、五〇〇円
庄原市	六、七五一、三〇〇円
大竹市	五、九一一、〇〇〇円
東広島市	六、八四八、七〇〇円
廿日市市	七、八八六、一〇〇円
安芸高田市	六、一一七、九〇〇円
江田島市	五、八七二、六〇〇円
安芸郡	六、五一四、八〇〇円
山県郡	五、八一七、八〇〇円